

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の種別・措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の再見直し	措置の内容の再見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の再見直し	措置の内容の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
0820050	幼稚園園舎・運動場面積特区	幼稚園設置基準第8条第3項、別表第1及び第2	幼稚園設置基準に定める園舎及び運動場の面積は、学級数を基礎として算定される。		園児数に関わらず固定化された幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、園児数に応じた強力的な基準を設定するもの	【実施内容】幼稚園の園舎・運動場の面積基準について、認定こども園や保育所に準じ、最低面積を園舎(保育室)について「園児一人当たり、90㎡×園児数」、運動場について「園児一人当たり3㎡×園児数」とすることで、実際の園児数に応じた適切な施設整備を実現する。 【提案理由】 ・幼稚園設置基準では、園児数に関わらず、園舎面積は「一学級＝180㎡、二学級以上＝320+100×(学級数-2)㎡」、運動場面積は「二学級以下＝330+30×(学級数-1)㎡、三学級以上＝400+80×(学級数-3)㎡」と固定されているが、少子化が進むなか、小規模な幼稚園にとっては過大な負担となっていること ・現基準が制定されたのは平成13年以前であり、その時点からの園児数や社会環境の変化が反映されていないこと(一学級35人を前提とした現基準に対し、実際には一学級20名以下が大半となっている) ・保育所や認定こども園では、園児数に合わせて面積を算出しており、特段の問題は生じていないこと	F	Ⅲ				F	Ⅲ					F	Ⅲ			1048020	佐賀県	佐賀県	文部科学省
0820060	幼稚園教諭免許・保育士資格相互みなし特区	学校教育法第8条、教育職員免許法第3条第1項、第2項	教育職員については、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならぬとされている。(教育職員免許法第3条第1項)		幼稚園と保育所における教諭免許と保育士資格を同一のものとして相互にみなすもの	【実施内容】幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなし、保育所において「幼稚園教諭免許を保育士資格」と相互にみなすこと、地域における人的資源の活用を図る。 【提案理由】 ・3歳以上の場合、幼稚園と保育所との教育・保育プログラムに大きな差はなく、認定こども園では、両の問題もなされてきていること ・幼稚園においても、預かり保育や子育て支援などの充実に伴い、保育士の配置が求められていること ・幼稚園の園児数減に伴い、幼稚園教諭免許保有者が過剰になる一方で、保育所の保育士不足が深刻な問題になっていること	C	I				C	I				C	I			1048060	佐賀県	佐賀県	文部科学省 厚生労働省	
0820070	Smart Wellness City実証研究特区(市民の健康データの一元的把握)	学校保健安全法第11条、13条、15条、学校保健安全法施行令第4条、学校保健安全法施行規則第8条、15条、個人情報の保護に関する法律第16条、個人情報保護法第23条	個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」)においては、原則として、①個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならず(個人情報保護法第16条)、また、②個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護法第23条)とされている。但し、これらについては、例外規定等が設けられており、例えば、「法令に基づき場合」として、個人情報について、他の法令上具体的な根拠を有して行われる場合(個人情報保護法第16条第3項1号、同法第23条1項1号)や、「地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(個人情報保護法第16条第3項4号、同法第23条1項4号)は、これらの規定に基づき、個人情報を目的外に利用することや本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健康データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断(基本健康診査等)データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。このため、それらの健康診断・健康診査のデータについて、当該市域の構成員が多数いる企業や学校に対し、当該市域の住民に係る健康データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能なよう措置されたい。 具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された健康データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供に当たって、構成員の同意も不要である旨について健康診断を実施する企業及び学校に通知されたい。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体として、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい。	D	一				D	一				D	一			1051120	伊達市、見附市、新潟市、三条市、嵯峨市、新潟市、新潟大学	福島県、茨城県、新潟県、消費庁	文部科学省 厚生労働省	